

福岡市低地排水設備助成要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、下水道法（昭和33年法律第79号、以下「法」という。）第2条第8号に規定する処理区域内（処理可能区域を含む。）において低地のため公共下水道への汚水（事業に起因し、若しくは附随する汚水を除く。）の排除が困難な箇所、ポンプ施設を設置するための工事（以下「設備工事」という。）をして水洗化を行おうとする者に対し、予算の範囲内でその工事に要する費用を助成することにより、水洗化の普及を図り、もって生活環境の向上に資することを目的とする。

(助成の要件)

第2条 設備工事費の助成は、次の各号に掲げる要件を備えている場合に行うものとする。

- (1) 設備工事をした場合、工事完了とともに、くみ取り便所を水洗便所に改造し、又は既設し尿浄化槽の切替工事を行うものであること。
 - (2) 設備工事費の助成を受けようとする者が、官公署、会社及びその他の法人でないこと。
 - (3) 設備工事費の助成を受けようとする者が下水道受益者負担金及び市税を滞納していないこと。
 - (4) ポンプ施設の設置に要する敷地の土地所有者、地上権者その他の利害関係者の承諾が得られること。
- 2 前項に規定する場合のほか市長が特に必要と認めるとき助成することがある。
- 3 助成の対象は、公募により募集するものとする。

(助成対象の設備工事)

第3条 助成対象の設備工事は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) ポンプ施設設置工事及びこれに附帯する電気設備工事
- (2) ポンプ槽築造工事

(助成金額)

第4条 設備工事費の助成金の額は、別に定める算定方式により算定し市長が認定した工事費の全額とする。

この場合において、当該金額に100円未満の端数があるときはこれを切捨てるものとする。

(助成金の交付申請)

第5条 設備工事費の助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、設備工事に着手する前に、低地排水設備助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

- (1) 設備工事の利害関係者全員の承諾書
 - (2) 設備工事の設計図及び内訳書
 - (3) その他別に定める書類
- 2 前項の申請を行うとき、申請者が2名以上ある場合は代表者1名を選出しなければ

ならない。

(交付の決定及び通知)

第6条 市長は前条の助成金の交付申請があったときは、当該申請の内容を審査のうえ助成金交付の可否を決定し、申請者に低地排水設備助成金交付決定通知書（様式第2号）または低地排水設備助成金不交付決定通知書（様式第3号）により助成の可否を通知するものとする。

(工事施工等)

第7条 前条に定める助成金交付の決定通知を受けた者は、決定の日から2カ月以内に福岡市排水設備指定工事店により設備工事を完了しなければならない。

2 設備工事費の助成金交付決定通知を受けた者は、前項の規定により当該工事を行い、工事完了後5日以内に低地排水設備助成工事完了届書（様式第4号）を提出し、工事の完了検査を受けなければならない。

(助成金交付の時期)

第8条 助成金は、設備工事に関し本市が行う工事完了検査に合格したのち交付する。

(維持管理の義務)

第9条 ポンプ施設の設置者及び共同使用者は、当該施設を善良な管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

(助成金交付決定の取消し等)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は助成金の交付決定を取消すことがある。

(1) 偽りその他不正の手段により設備工事の助成金の交付決定を受けたとき。

(2) その他市長が特別の事情によって取消しの必要があると認めたとき。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付決定を取消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(委 任)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、道路下水道局長が定める。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(期間)

この要綱は、令和7年3月31日をもって廃止する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(期間)

この要綱は、令和 11 年 3 月 31 日をもって廃止する。

(様式第 1 号)

受付番号		受 付	年 月 日	決 定	年 月 日
低地排水設備助成金交付申請書 年 月 日 (あて先) 福岡市長 住 所 申請者 氏 名 (代表者) 電 話 () 福岡市低地排水設備助成要綱を遵守し、関係書類を添付のうえ申請します。					
助成申請額	円				
設 置 場 所	福岡市 区				
施工工事店					
備 考	添付書類 1 付近見取図 2 設計内訳書 3 平面図、縦断面図 4 設備（ポンプ、ポンプ槽、電気設備）構造図 5 製品見積書 6 市税の滞納がないことの証明書 7 排水設備新設等計画確認申請書 8 その他必要な書類				

(様式第 2 号)

第 号
年 月 日

低地排水設備助成金交付決定通知書

住 所 福岡市 区 丁目 番 号

申請者

(代表者) 氏 名 様

福岡市長 氏 名



年 月 日付の低地排水設備助成金交付申請について審査の結果、つぎのとおり決定したので通知します。なお、助成金は本市が行う設備工事の完了検査に合格したのち交付します。

記

- 1 助成決定額 _____円
- 2 工事は願出の設計書及び設計図面のとおりに施行すること。
- 3 低地排水設備助成工事完了届はその工事を完了した日から 5 日以内に届出て、本市の検査を受けること。
- 4 検査を受け、不適格な部分がある場合は、検査員の指示にしたがい改良すること。
- 5 助成を受けて設置した設備は、設置者及び共同使用者で管理すること。
- 6 次の各号に違反した場合は、助成を取消し、又は助成金を返還させることがある。
 - (1) 不正な方法又は手段により助成を受けたとき。
 - (2) 助成金を目的以外に使用したとき。
 - (3) 助成決定後、工事完成の見込がないとき。

(様式第3号)

第 号
年 月 日

低地排水設備助成金不交付決定通知書

住 所 福岡市 区 丁目 番 号

申請者
(代表者) 氏 名 様

福岡市長 氏 名 

年 月 日付の低地排水設備助成金交付申請については、審査の結果、下記の理由により不交付と決定したので通知します。

記

理 由

(様式第4号)

受付	年	月	日	検査の結果、申請書のとおり完了しているので、助成金を交付してよろしいか。									
検査	年	月	日										
決裁	年	月	日									検査員 ⑩	
助成金額				局		部		課		係		係	
円				長		長		長		長		員	
低地排水設備助成工事完了届書													
年 月 日													
(あて先) 福岡市長													
申請者 住 所 _____													
(代表者) 氏 名 _____ □													
電 話 _____ () _____													
決 定 年 月 日 及 び 番 号		年 月 日 第 号											
設 置 場 所		福岡市 区											
工 事 期 間		着工 年 月 日						完了 年 月 日					
施 工 工 事 店													
備 考		添付書類 1 工事記録写真 2 助成金請求書 3 助成金の請求並びに受領に関する委任状											